

災害等における緊急応急工事等における暫定契約の取扱いについて

緊急応急工事等の現状と課題

【現状】

応急復旧対応は少額案件に限定

- 小規模工事（200万円以下）
 - 業務委託（100万円以下）
- 98豪雨以降は比較的大きな災害がなく対応が可能だったが…

【課題】

- ・南海トラフ地震の発生
- ・98豪雨級の被害発生

小規模工事の限度額を超える
応急復旧対応の発生

対応困難

応急復旧工事等に係る
発注・契約制度の見直し

【見直しのポイント】

現場着手のスピードを優先（入札・契約手続を可能な限り省略）
応急復旧対応の受注者への対応（前払金の適用の可否、工事成績適用の有無）
工事担当課、契約課の連携と役割分担の整理

要領の概要

（1）緊急性の定義

緊急に措置しなければ市民の生命、財産等に多大な危険又は支障を及ぼすと判断されるとき

（2）緊急応急工事等に含まれるもの

① 災害等に伴う緊急応急工事

- ア 道路陥没等に伴う工事
- イ 地すべり等に伴う工事
- ウ 堤防、護岸等の損壊に伴う工事
- エ 建物、設備等の破損に伴う工事
- オ その他災害等に伴う工事として市長が認めるもの

（具体例）

①緊急応急工事

- ・道路啓開、がれき・土砂撤去、流木・漂流物撤去
- ・段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路・仮橋の設置、崩落防止対策
- ・堤防等河川管理施設、砂防施設の応急復旧
- ・代替路線が限定される橋梁や路面の復旧（集落の孤立解消）

②緊急業務委託

- ・緊急パトロール、緊急点検、災害状況調査、観測設備設置

② 災害等に伴う緊急委託業務

- ア ①緊急応急工事に係る測量及び設計
- イ 道路等の障害物の撤去
- ウ 地すべり等の状況を把握するための観測装置の設置及び観測、警報装置の設置等
- エ その他災害等に伴う委託業務として市長が認めるもの

③ 災害等の防止のための緊急応急工事等

- ア 道路陥没等の防止のための工事
- イ 地すべり等の防止のための工事
- ウ 堤防、護岸等の損壊防止のための工事
- エ その他災害又は事故防止のための工事等として市長が認めるもの

（3）緊急応急工事等に係る役割分担

① 緊急性及び緊急応急工事等の発注の判断 ⇒ 工事課長が行う。
（契約課との協議、予算措置がない場合は財政課との合議要）

② 契約手続（予定価格決定、見積依頼、暫定契約※の締結）⇒ 契約課長が行う。
・契約は特命随意契約による（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用）。
・速やかな現場着手が求められることから、契約保証は不要とする。
・受注者の円滑な資金調達を支援するため、前払金の請求を可能とする。

※暫定契約：契約締結時に①契約金額及び工期は暫定であること、②現場着手後に工事（業務）内容が確定の後に当該確定内容で変更契約を締結する旨を特約条項として付記して契約すること。

（4）その他

緊急応急工事等は、高知市工事成績評定実施要綱及び高知市土木・設計等委託業務評定要綱による成績評定は行わないものとする。

緊急対応の流れ

